

南海トラフ地震に係る地震防災対策推進計画について

1 経緯

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成 14 年法律第 92 号)が、平成 25 年 12 月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(以下、「法」という。)に改正され、法第 3 条第 1 項に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」(以下「推進地域」という。)に指定された市町村は、法第 5 条第 2 項に基づき、地域防災計画において「南海トラフ地震防災対策推進計画」(以下「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならないとされており、また、中央防災会議が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(令和元年 5 月)を作成したことをうけ、湖南省(防災会議)として、「湖南省南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成することとした。

「南海トラフ地震防災対策推進地域」

震度 6 弱以上の地域で、防災対策の確保及び過去の被災履歴等への配慮から、南海トラフ地震に関わる地震防災対策を推進する必要がある地域として、1 都 2 府 26 県の 707 市町村が指定されており、滋賀県は全 19 市町が対象

2 推進計画において定めるべき事項

- (1) 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項並びにその具体的な目標及びその達成期間
- (2) 関係機関・関係者との連携協力の確保に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係わる防災訓練に関する事項
- (4) 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

3 計画作成要領

- (1) 湖南省地域防災計画震災対策編の「付編」として作成
- (2) 計画すべき内容は、既に湖南省地域防災計画で計画されていることから、同計画の参照すべきところを明記して重複を避け、簡潔に作成
- (3) 記述の概要

第 1 章において、計画作成の経緯や計画の目的、地震防災対策推進の基本方針及び被害想定を、第 2 章において「計画すべき事項」に示された内容を、第 3 章において、南海トラフ地震災害応急対策及び災害復旧・復興についての方針と参照先を記述